

決議案第 1 号

下川俊秀議長に対する不信任決議

上記事項に関し、別紙のとおり決議することについて議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 4 日提出

提 出 者	中間市議会議員	植 本 種 實
賛 成 者	〃	安 田 明 美
賛 成 者	〃	小 林 信 一
賛 成 者	〃	山 本 慎 悟
賛 成 者	〃	堀 田 克 也

下川俊秀議長に対する不信任決議

令和2年6月26日、中間市役所別館3階 特別会議室において全員協議会が開かれました。

「中間市立病院民間移譲の進捗状況について」執行部から報告がありました。

その質疑の中で、安田議員が「いいですか？すみません。」と質問を執行部に求めようとしたところ、「あんた、聞いても分からんやろ？」と下川議長から発言がありました。

安田議員は「失礼ですよ。」と言うのが精いっぱい、他の議員からも「議長、ひどいですよ。」との発言もありました。

このような協議会の中で議員に対して上から押さえつけ、見下したような発言は、自ら議会の品位をおとしめているかのような呈です。

地方自治法第132条は「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定し、議場の秩序を乱すものや議会の品位を落とすようなもの、他人のプライバシーに関するものは発言してはならない、とされています。

議員は、その発言に責任を持たなければなりません。問題発言には政治的責任、道義的責任を問われることにもなりますし、発言内容によっては、地方自治法第134条での懲罰の対象になると規定されているところです。

我々議員は、市民から負託を受け選出された市民の代表者であり、議長は公平公正に議会を運営し、また、議会を代表すべきであるにもかかわらず、下川議長は議長としての資質が著しく欠けていると言わざるを得ませんし、行司役の議長がこのようなことでは適正な審議が出来ないと思うに至りました。

以上の理由により、下川俊秀議長不信任決議案を提出するものであります。